

合併協定項目の協議について

1 基本的考え方

3町が合併した場合の方式は新設合併となりますので、合併した時点で現在実施されている行政サービスなどは、すべて廃止されることとなります。

合併協議会では各協定項目に係る行政サービスなどの基本的方針を協議していただくこととなります。

各協定項目の詳細の内容については、協議会で確認された基本的方針に沿って、行政事務レベルで調整を行っていきます。

行政事務レベルで調整を行った結果については、できる限り協議会へ報告いたします。

2 協定項目の調整案にかかる文章表現について

「従来からの経緯、実績などを尊重し～」

尊重は、今までの制度を十分反映させるということであり、継続の意向が多分に含まれます。

「従来からの経緯、実績などを考慮し～」

考慮は、今までの実績などを踏まえて、継続・廃止を考えることとなります。

「～調整する。」

実施するサービスなどに現在との高低の差はあるにしても、新町が均衡を保つよう広げていくこととなります。

「～検討する。」

サービスなどの継続・廃止を含め、考えることとなります。

「新町全体の均衡」

ある町が行っている事業を新町で実施する場合、新町の実情にあう制度として見直し実施することとなります。

「新町において一体的に」

ある町が行っている事業を基本的に新町で実施する。

「合併時」

新町が誕生した時点。

「合併後、速やかに」

新町が誕生してから1年を目途にしています。

「合併後」

新町が誕生してから3年を目途にしています。